

高知県農業推進員（高知県地域おこし協力隊）及びインターン生（高知県地域おこし協力隊インターン）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県が農業振興を図るために配置する高知県農業推進員（以下「推進員」という。）及びインターン生の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ビジネス感覚に優れた農業法人（以下「受入法人」という。）のもとで研修し、栽培技術及び経営ノウハウ等、将来の農業法人を設立するために必要なスキルを習得するとともに、本県農業の担い手を確保する活動の補助業務を行う推進員を配置することで、本県の農業の担い手の確保・育成を図る。

また、推進員としての適正を見極めるとともに受入法人での円滑な受入れが図れるよう、インターンシップ制度を導入し、実際の業務に従事することで、推進員の円滑な確保につなげる。

（業務内容）

第3条 推進員及びインターン生は、県、受入法人、市町村、地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域担い手協議会」という。）及び高知県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という。）等の関係機関と連携し、次に掲げる業務を行う。

- （1）独立自営就農及び法人化に向けた研修
 - ア 栽培技術の習得
 - イ 法人経営に係る企業的経営管理等の習得
- （2）本県の担い手の確保活動のサポート
 - ア 農業の情報発信及び広報活動
 - イ 就農希望者への助言
 - ウ 農業体験ツアー等の運営補助

（委嘱）

第4条 推進員及びインターン生は、農業振興の推進や地域の活性化に理解と熱意があり、人格・見識に優れた者で、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）推進員については、次に掲げる地域（以下「3大都市圏をはじめとする都市地域等」という。）から、生活拠点及び住民票を県内に移した者
 - ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「指定地域」という。）以外の都市地域
 - イ 3大都市圏外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、指定地域以外の都市地域
 - ウ 3大都市圏外の都市地域もしくは3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利地域以外の区域
- （3）インターン生については、インターン参加にあたり、3大都市圏をはじめとする都市地域等から、県内に滞在する者
- （4）第2号及び第3号に規定する地域要件は、地域おこし推進員推進要綱及び地域おこし推進員及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表によるもの

とする。

(5) 前各号に規定するもののほか、任務に必要な技能及び資質は、募集要項に定めるところによる。

(委嘱期間)

第5条 推進員は、会計年度の範囲内とするが、引き続き職が設置された時は、研修継続評価により再度委嘱される場合がある。(最長3年間まで)

2 インターン生は、委嘱の日から2週間以上4週間以内とする。

(事業の委託)

第6条 高知県は、推進員の雇用、人材育成、業務管理及び生活支援にかかる事業を受入法人に委託する。

(身分)

第7条 推進員は、受入法人との雇用契約及び労務管理等を定める規程により、受入法人の従業員と同等に扱うこととする。なお、県との雇用関係はない。

2 インターン生は、県からの委嘱を受け、インターンシップ期間中において、推進員の業務に従事するものとし、県及び受入法人との雇用関係はない。

(給与、労働条件等)

第8条 推進員の給与、労働条件等は、受入法人の定める規程によることとする。

2 インターン生への報償は、募集要項に定めるところにより、県が支払う。労働条件等は、県の規程に準じる。

(守秘義務)

第10条 推進員及びインターン生は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第11条 推進員は、自己都合により委嘱期間中に退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに県へ退任届(参考様式)を提出しなければならない。

2 インターン生は、自己都合により委嘱期間中に退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の5日前までに県へ退任届(参考様式)を提出しなければならない。

(解任)

第12条 知事は、推進員及びインターン生が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進員又はインターン生の任を解くことができる。

(1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、推進員又はインターン生としての活動に支障がある、又はこれに堪えないとき

(3) 推進員又はインターン生としてふさわしくない非行があったとき

(4) 活動内容が明らかに不十分であるとき

(5) 研修継続評価において必要な適格性を欠くと判断されたとき

(6) その他知事が不相当と認めたとき

(県等の役割)

第 13 条 県及び受入法人は、推進員又はインターン生の活動が円滑に実施できるよう、市町村、地域担い手協議会及び農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携し、次の各号に掲げる支援等を行う。

- (1) 推進員又はインターン生の業務管理
- (2) 推進員の研修カリキュラムの作成支援
- (3) 推進員の独立自営就農及び法人設立に向けた支援
- (4) その他、推進員又はインターン生としての円滑な活動に必要なこと

(庶務)

第 14 条 推進員に関する庶務は、受入法人で行う。

2 インターン生に関する庶務は、県で行う。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、推進員及びインターン生の業務等に関し必要な事項は、知事が別途定める。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。

(参考様式)

退任届

年 月 日

私は、この度一身上の都合により、○年○月○日をもちまして高知県農業推進員（高知県地域おこし協力隊）を退任いたしたく、届け出ます。

年 月 日

住所

氏名

㊟

高知県知事 様

※インターン生の場合は、下線部を「インターン生（高知県地域おこし協力隊インターン）」に変更。